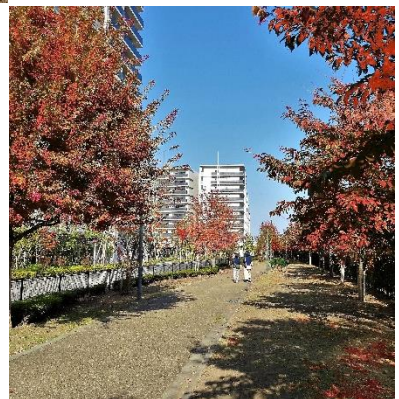


摂津市 都市計画 マスタープラン【概要版】

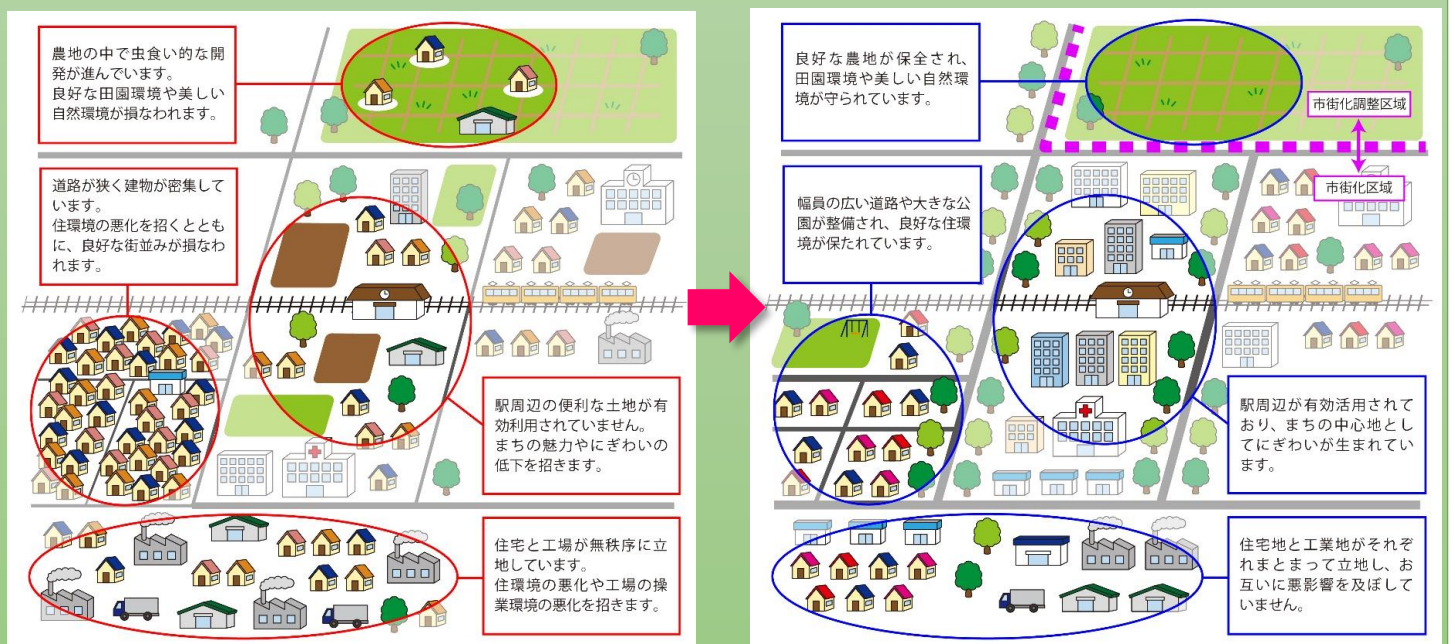
2024 ▶ 2044

(摂津市立地適正化計画)



都市計画とは

「都市計画」とは、都市に住む人々が、安全・安心・快適に生活できるように、土地の使い方や生活に必要な道路や公園等の整備について定めるまちづくりのルールです。



「都市計画マスタープラン」とは、本市が目指すべき方向性や将来の都市像等を示した、都市計画に関する基本的な計画です。

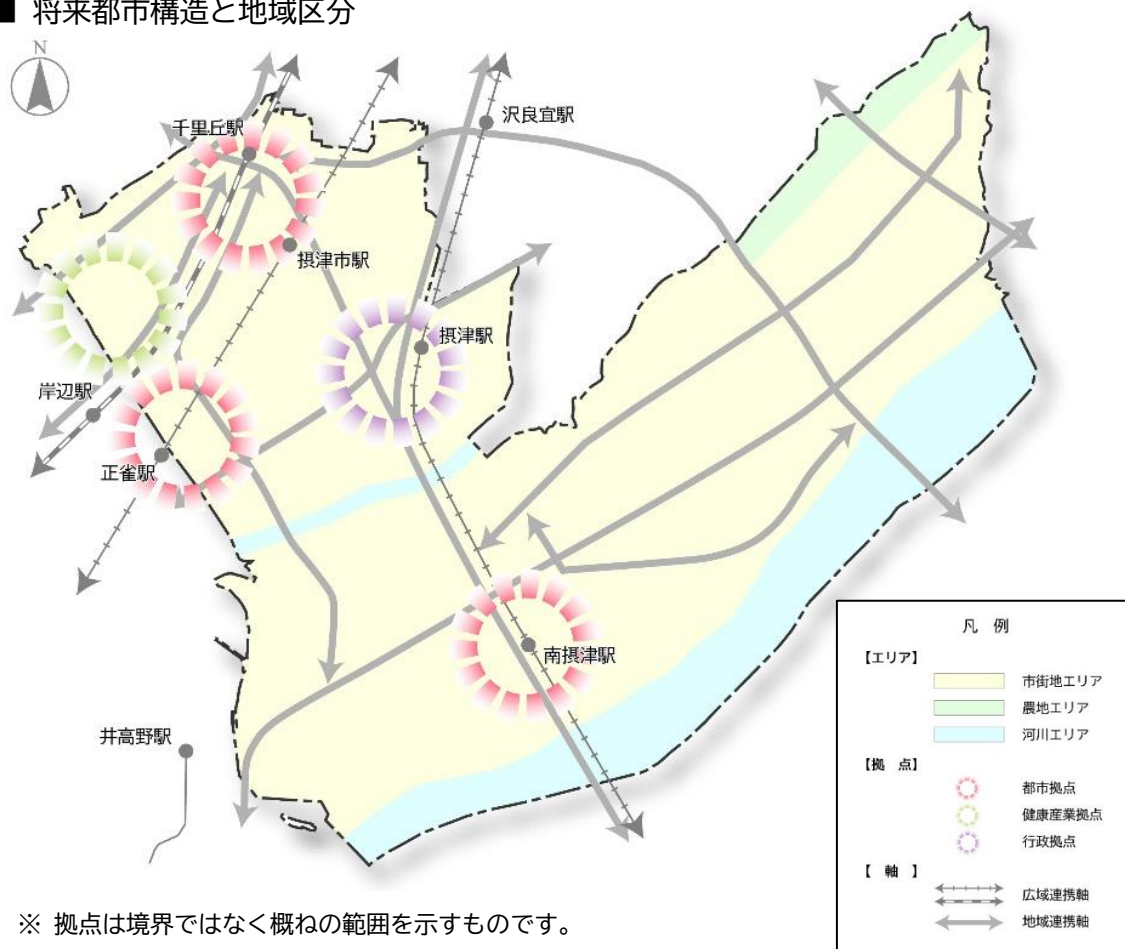
本市における「個別事業」は、都市計画マスタープランの中で示す方針や全体構想、地域別構想、それらにより定められた個別の都市計画等に基づき、実施していきます。

■ 基本理念： 住み続けたい元気なまち 摂津

■ 目標

目標1：安全・安心を 実感できるまち	目標2：誰もが住みやすいと 思える快適なまち	目標3：にぎわいと活力ある 魅力あふれるまち
ハード・ソフト両面から市民の生命・財産を守り、日常・災害時において安全・安心を実感できるまちをつくりまします。	道路整備や公共交通の確保・維持により、移動しやすく、福祉等のサービスを楽しみやすい環境をつくとともに、都市環境にも配慮し、住みやすく快適なまちをつくりまします。	都市機能の集積による拠点の整備や、産業都市である強みを活かすことにより、地域ににぎわいと活力を生み出し、魅力あるまちをつくりまします。

■ 将来都市構造と地域区分



エリア：土地利用及び自然的利用の区分や面的な広がり示すもの

拠 点：今後の主要な都市整備の効果的な投資や各種の都市機能集積を図る箇所

軸：市域内の回遊性向上や広域との交流連携を促進する都市の骨格となるもの

全体構想

基本理念及び目標を達成するため、以下の3つの方針を設定しました。

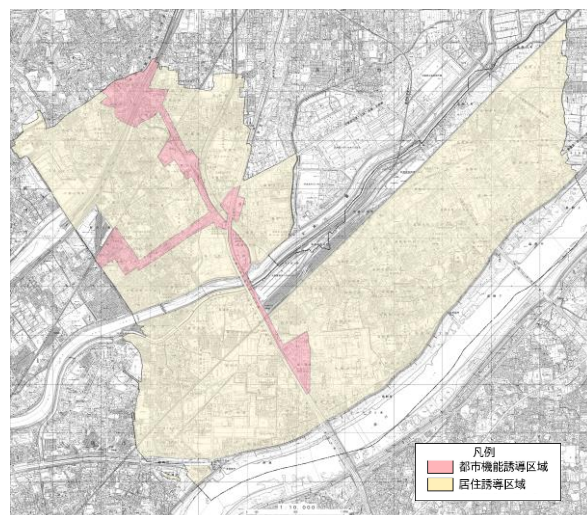
都市防災の方針	○浸水想定を踏まえたまちづくり「高台まちづくり」の推進 ○公園・緑地の防災空間としての機能向上 ○河川防災ステーションの整備推進 等
まちづくりの方針 (市街地整備の視点)	○新たな賑わい創出に向けた整備の推進 ○都市機能の集積、誘導、維持 ○建物の耐震化・不燃化の促進 ○市街化区域内農地の生産緑地制度による保全 等
(都市施設の視点)	○都市計画道路の整備推進 ○生活道路の歩行者安全対策やバリアフリー整備の推進 ○公園の魅力向上 ○下水道・水路の老朽化対策、耐震化の推進 等
公共交通の方針	○鉄道及びバス路線の維持や駅・バス停へのアクセス性の向上 ○持続可能な市内の交通体系を目指す取組 ○公共交通を補完する移動手段の検討 等

立地適正化計画

立地適正化計画とは、居住機能や福祉・医療・商業等といった都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、それらを公共交通で連携させることで、持続可能なまちづくりを目指そうとする計画です。

都市計画マスタープランにおける基本理念及び目標や将来都市構造、全体構想に基づき、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定しました。

また、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるための取組を示す防災指針を定めました。



※生産緑地地区は含めない。ただし、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除されたものは居住誘導区域とする。(都市機能誘導区域内は同区域にも含む)

地域別構想

全体構想や立地適正化計画で示した目標や方針等の実現に向け、本市の地域特性を踏まえて、「北部地域」・「中部地域」・「南西部地域」・「南東部地域」の4つに区分し、それぞれ都市防災、まちづくり、公共交通の方針を定めました。

2. 地域区



都市計画マスタープランに基づく主な個別事業

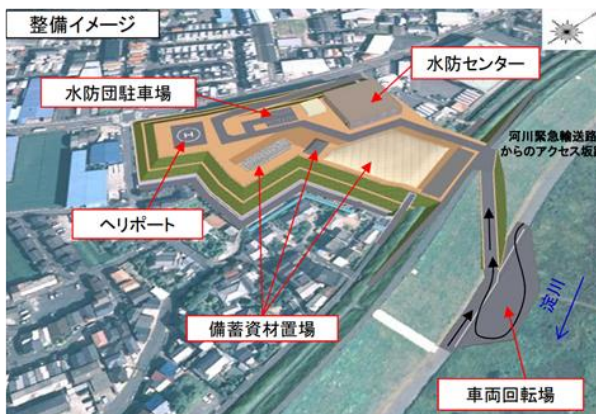
<吹田操車場跡地土地区画整理事業(健都)>



<千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業>



<一団地の都市安全確保拠点施設
(淀川河川防災ステーション)>



<阪急電鉄京都線連続立体交差事業>



摂津市都市計画マスタープラン
(摂津市立地適正化計画)

令和6年(2024)1月発行

編集・発行：摂津市 建設部 都市計画課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1111(大代表)072-638-0007

ホームページ：<https://www.city.settsu.osaka.jp/>

